

# 第2編 下水道編

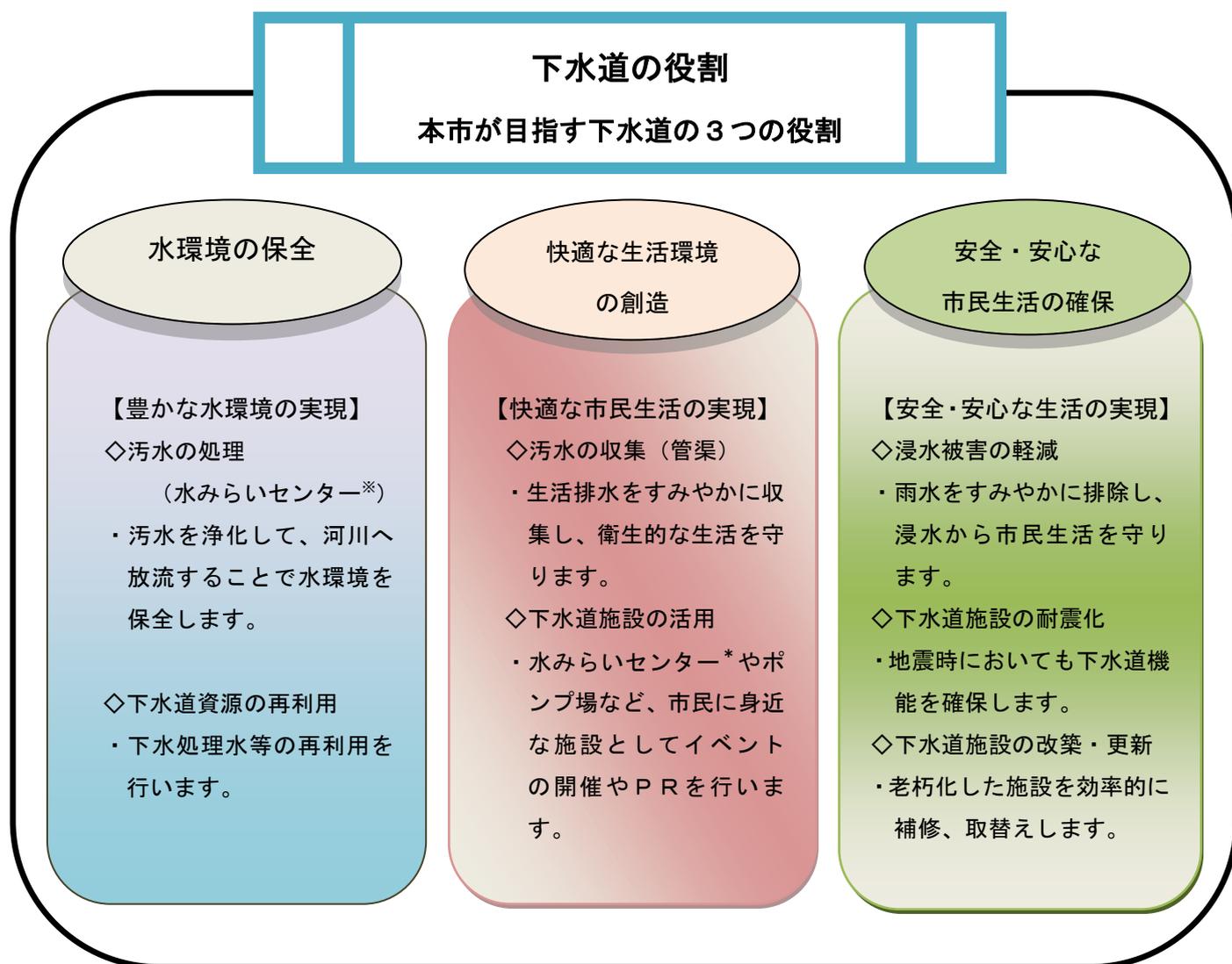


## 第1章 下水道の役割

下水道は道路や公園などと同じ都市基盤施設でありながら、あまり目にすることがありません。しかし、汚水の処理や雨水をすみやかに排除して浸水を防ぐなど市民生活に密着した重要な役割を担っています。

下水道が目指す大きな役割は、①水環境の保全 ②快適な生活環境の創造 ③安全・安心な市民生活の確保といった3つに分類することができます。

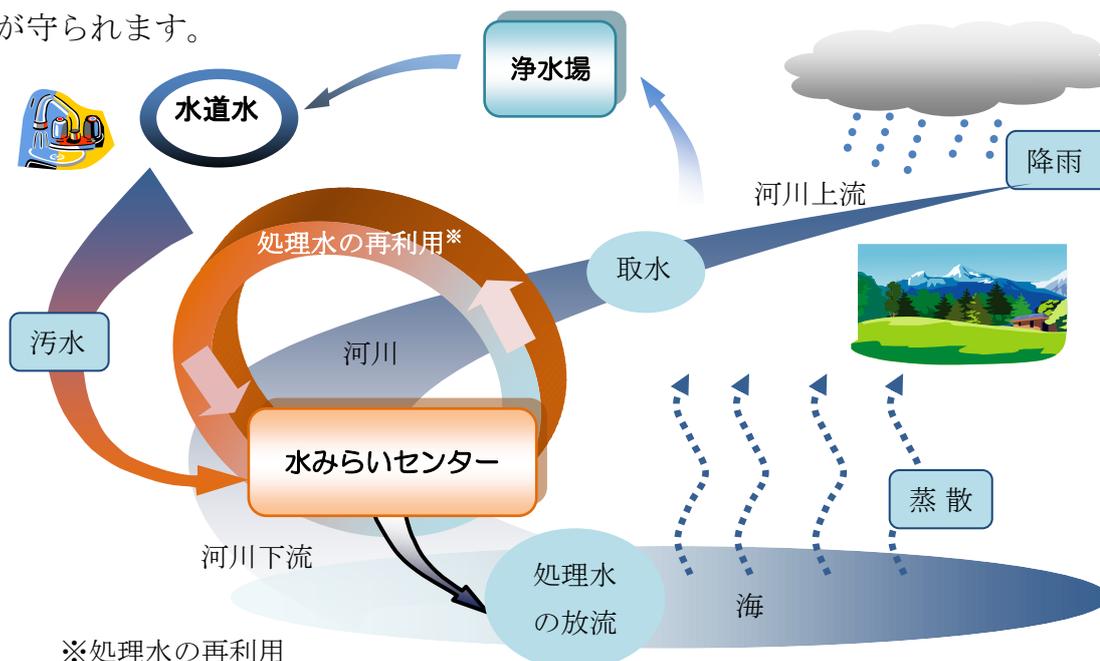
本市は、その役割を十分に認識し、将来にわたりその役割を担うことができるよう、都市計画法に基づき、市域 6,508 ヘクタールの内、5,217 ヘクタールを公共下水道の計画区域と定め、下水道の整備と適切な維持管理を計画的に進めていきます。



## 1. 水環境の保全

本市が目指す下水道の大きな役割の1つ目は、水環境の保全です。

私たちが生活することにより排出されるし尿や台所の水などの生活雑排水が、公共下水道を経ずにそのまま河川などの自然水域に排出されますと、水質の汚染につながります。しかし、公共下水道が整備されれば、汚水が下水処理場できれいな水に処理されて河川などに放流されるため、自然水域の環境が守られます。



### ※処理水の再利用

熱エネルギーを利用して、冷暖房や温水プールへの利用やトイレの水洗用、せせらぎ水路などの修景用水として利用しています。

下水道整備の方法には大きく分けて、汚水と雨水を分けて排除する分流式下水道と、汚水と雨水を分けずに排除する合流式下水道があります。

政令指定都市など大都市を中心に早くから下水道事業に着手した多くの市では合流式を採用しているため、一定規模以上の降雨時に、し尿を含む未処理下水の一部が河川などへ流出されます。このため、放流水の水質改善が大きな課題となり、改善に向けた取り組みが現在進められています。

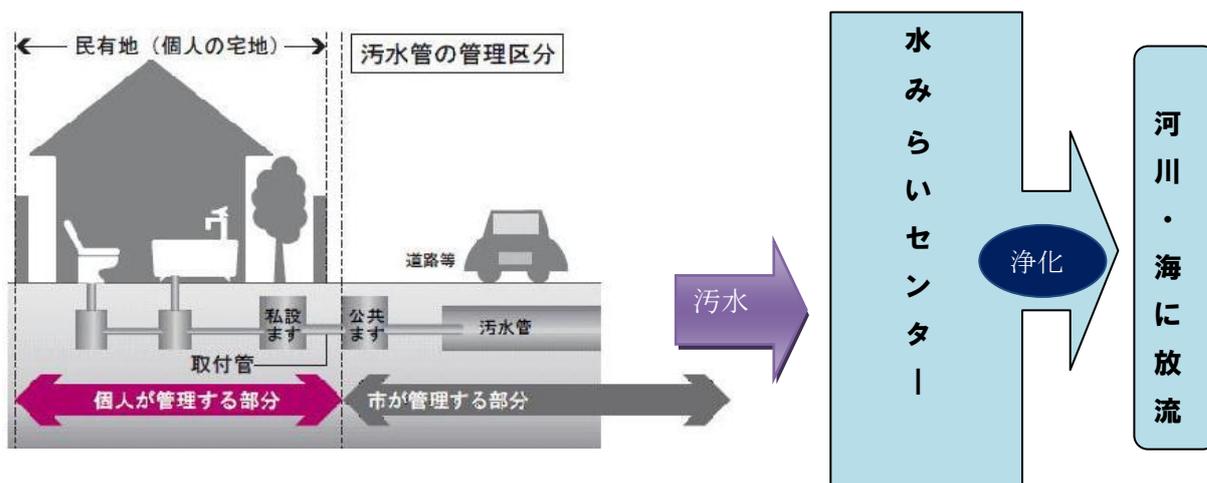
一方、本市を含む近隣の市では分流式を採用しており、整備費は合流式に比較して高額となりますが、汚水の処理と雨水の排除というそれぞれの目的に沿った効果的でより環境に優しいものとなっています。

本市では、今後も環境に優しい分流式下水道にて整備を進めるとともに、下水を高度処理した水を活用します。

## 2. 快適な生活環境の創造

本市が目指す下水道の大きな役割の2つ目は、快適な生活環境の創造です。

■汚水の収集（管渠）	
<b>【整備前】</b>  	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆くみ取り式トイレの場合は、各家庭で一時的に溜める必要から臭気や衛生上の問題があります。</li> <li>◆台所などから出る生活雑排水は、側溝や雨水管渠を經由しそのまま河川や水路などに放流されることになり、自然環境の汚染につながります。</li> <li>◆各戸浄化槽や集合式浄化槽の場合は、トイレの水洗化を図ることができますが、浄化槽の管理や老朽化に伴う修理・更新などが個々に必要です。</li> </ul>
<b>【整備後】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇臭気や衛生上の問題から解放され、快適な生活環境を享受することができます。</li> <li>◇トイレや台所などから排出される生活雑排水は速やかに各戸の敷地から排除され、水みらいセンター*で浄化して河川へ放流されるので自然環境が保全されます。</li> <li>◇浄化槽の維持管理に係る手続きや費用が不要となります。</li> </ul>



### ■下水道施設の活用

◇水みらいセンター\*での、「トンボの生態観察やヤゴ放流の集い」に大阪府と協力し、環境学習のイベントを開催しています。また、下水道が果たす役割を身近に学習してもらうため、ポンプ場での施設見学会や出前講座を開催しています。

本市では、今後も下水道により市民の皆様の快適な生活環境を創造します。

### 3. 安全・安心な市民生活の確保

本市が目指す下水道の大きな役割の3つ目は、安全・安心な市民生活の確保です。

#### （1）浸水被害の軽減

近年は、全国各地で局地的豪雨による浸水被害が多発しています。

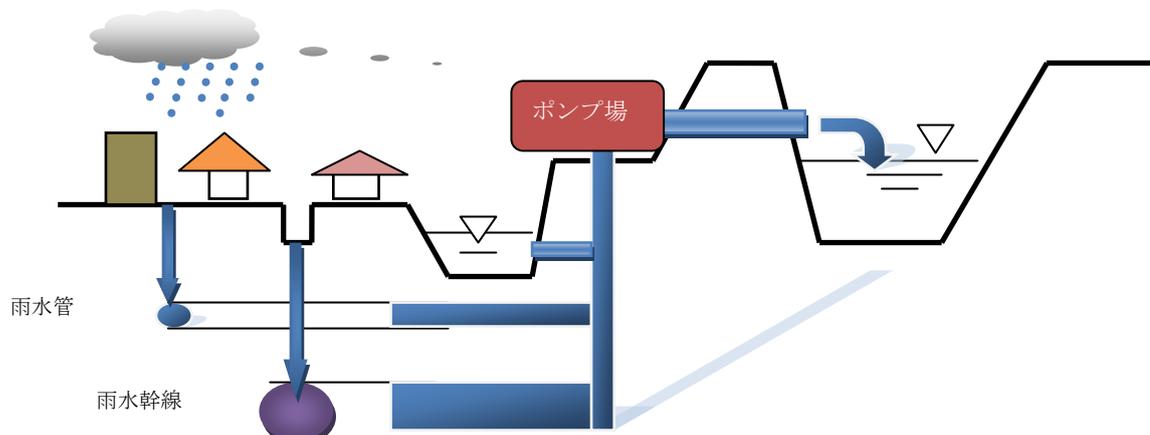
本市でも平成20年及び平成24年に市域の広範囲で記録的な豪雨に見舞われ、多くの浸水被害が発生しました。

雨水を排除するための下水道整備（以下、「雨水整備」という）は、浸水被害からまちを守り、市民の皆様が安心して生活ができる安全なまちを目指し進めています。

本市の雨水整備は、降雨強度\*を10年確率\*（以下「10年確率」という）に対応できることを目標に整備を進めていますが、汚水整備に比べ大きな下水道管の敷設や水路の整備を行わなければならないため、多額の整備費が必要となります。

また雨水整備は地形上の制約を大きく受けるため、その地域に合った効果的で効率的な整備を必要とします。地形の制約の最も大きなものが雨水の放流先である河川の状態です。本市は、市域の西側に「淀川」が流れ、東西方向に淀川へ流入する「船橋川、穂谷川、天野川」が流れています。

これらの河川に囲まれた一部の地域では、川の水面がそのまちの地盤面より高くなっています。つまりこの地域では、一定規模以上の雨が降ったときには、雨水を下水道管や水路を通じて自然に河川に排除できない地形となっています。このため、本市では降った雨を河川に排除するために市内に9か所の雨水ポンプ場を備えており、一定規模以上の雨が降ったときには、これらのポンプを運転し雨水を強制排除しています。



## （２）下水道施設の耐震化

市域に影響を与えた大規模な地震としては、昭和 27 年 7 月の吉野地震がありますが、その後は、顕著な被害は受けていません。しかし、過去に府域では、紀伊半島沖を震源とするマグニチュード 8 クラスの巨大地震が発生した記録もあります。また、東南海・南海地震などの大規模地震が予見される中、市域全体の下水道施設の耐震性の評価、被害想定、防災対策、減災対策が求められています。

本市では、下水道施設の耐震対策の方針を平成 12 年度に定め、平成 13 年度以降は、施設の重要度に応じ耐震レベルを定め、整備を進めています。

## （３）下水道施設の改築・更新

近年、下水道施設の老朽化等に起因した道路陥没事故が増加傾向にあり、重大な社会問題になっています。このため、下水道施設の維持管理と改築・更新に対してしっかりとの方針を立て、下水道の機能を持続的に維持していきます。

本市では、浸水被害の軽減については、雨水整備の持つ特徴や課題を総合的に整理し、地域にあった整備を進めます。また、下水道施設の耐震化や改築・更新についても、長寿命化計画を策定し、その中で、計画的な改築・更新と耐震化を図ります。

併せて、「下水道部危機管理マニュアル\*」を充実し、危機管理の観点に立って災害発生直後から復旧作業の円滑化を図ります。

今後も、これらの方針を踏まえ、安全・安心な市民生活を守る取り組みを進めます。



## 第2章 下水道事業の歩み

本市の下水道事業は、市域 6,508 ヘクタールの内 5,217 ヘクタールを下水道の計画区域と定め、汚水と雨水を分けて排除する分流式下水道にて整備を進めてきました。

汚水整備は、昭和 33 年の日本住宅公団香里団地の整備に伴い建設された香里処理場の運転開始に始まり、大阪府が事業主体である全国初の流域下水道\*の寝屋川北部流域下水道や、淀川左岸流域下水道の進捗に合わせ、整備に取り組んできました。

とりわけ、枚方市域の大半の汚水処理を行う渚水みらいセンター（旧渚処理場）の運転開始に伴い本格的に進めてきました。

一方、雨水整備は、この汚水整備と並行し、都市下水路として整備を始め、ポンプ場や幹線下水道などの基幹施設の整備を中心に現在も計画的に進めています。

	S22	1947		枚方市制施行
	S33	1958	4月	下水道法改正 明治 33 年制定の旧下水道法を全面改正 処理場は厚生省 それ以外は建設省所管
			10月	香里処理場運転開始 日本住宅公団香里団地整備に伴い公団で建設しその後枚方市に移管
	S40	1965	7月	全国初の流域下水道事業として、寝屋川北部流域下水道が計画決定（大阪府事業）
	S41	1966	4月	北部特別都市下水路の処理場（北部処理場）を樋之上から現在の位置に変更
行政人口 20万突破	S42	1967	8月	公害対策基本法制定
	S44	1969	6月	北部処理場運転開始
	S45	1970	12月	下水道法改正 公共水域の水質保全のため公共下水道には終末処理場が必要となり 流域下水道ではくみ取り便所の 3 年以内の改造義務等が規定された
	S46	1971	12月	寝屋川北部流域関連公共下水道、淀川左岸流域関連公共下水道が計画決定 淀川左岸流域下水道が計画決定（大阪府事業）
行政人口 30万突破	S47	1972	4月	寝屋川北部流域下水道『鴻池処理場』が供用開始
	S51	1976	9月	『枚方市下水道条例』制定

行政人口  
40万突破

H1	1989	4月	淀川左岸流域下水道『渚処理場』が供用開始
H2	1990		公共下水道整備人口普及率が50%を超える
H3	1991	3月	利根川（雨水）バイパス一部竣工
H7	1995	4月	京阪南2号線（京阪高架側道）内に渚処理場で処理した高度処理水を利用した『せせらぎ水路』完成
H9	1997	4月	市役所前線（緑道）内に渚処理場で処理した高度処理水を利用した『せせらぎ水路』完成
H10	1998	12月	香里処理区公共下水道を淀川左岸流域関連公共下水道に編入
		3月	香里処理場廃止
H11	1999	8月	渚処理場で処理した高度処理水を熱源利用した『ラポールひらかた』が開館
H15	2003	4月	香里処理場跡地の一部を利用した南部市民センター開館
H18	2006	3月	北部公共下水道を淀川左岸流域関連公共下水道に編入し北部処理場廃止
H19	2007	3月	山田雨水幹線竣工
		4月	公共下水道整備人口普及率が90%を超える
H20	2008	3月	流域下水道組合解散 これにより流域下水道施設の維持管理業務が大阪府に一元化
H22	2010	9月	寝屋川北部流域下水道『なわて水みらいセンター』が供用開始
H23	2011	3月	出口雨水幹線竣工
		4月	下水道事業への地方公営企業法適用と上下水道の組織統合

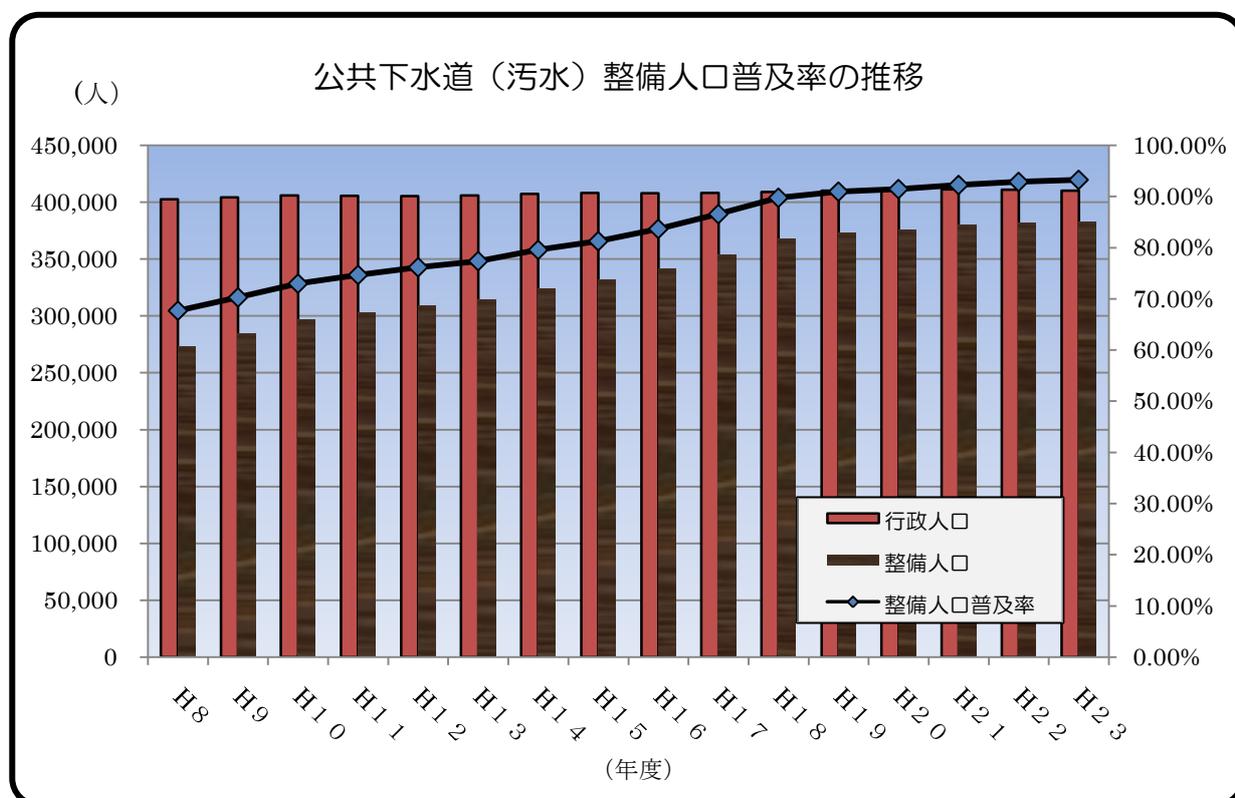


### 第3章 下水道の現状と課題

#### 第1節 汚水事業

本市の汚水整備は、「淀川左岸流域関連公共下水道」と「寝屋川北部流域関連公共下水道」を合わせ、汚水整備人口普及率 100%を目標に取り組んできた結果、平成 23 年度末には 93.3%となりました。このような状況のもと、解決しなければならない課題は次のとおりです。

課題事項	課題内容
住居系地域での汚水概成	下水道計画区域内での住居系地域における汚水整備を概ね完成させる
工場系地域での汚水整備	工場地域における整備方針を確立し、計画的に着手する
水洗化の促進	整備完了区域での下水道への未接続家屋を解消し、水洗化を促進する
整備課題地区への対応	私道での埋設同意や地形・地物による整備困難地区への対応を推進する
施設の維持・更新	老朽化施設の計画的な改築・更新を図るための長寿命化計画を策定する
施設の耐震化	大規模地震に耐えられるレベルまで長寿命化と併せ施設の耐震化を図る



※整備人口普及率＝整備人口／枚方市人口

◆整備人口：公共下水道の工事が完了した区域に居住している人口

## 第2節 雨水事業

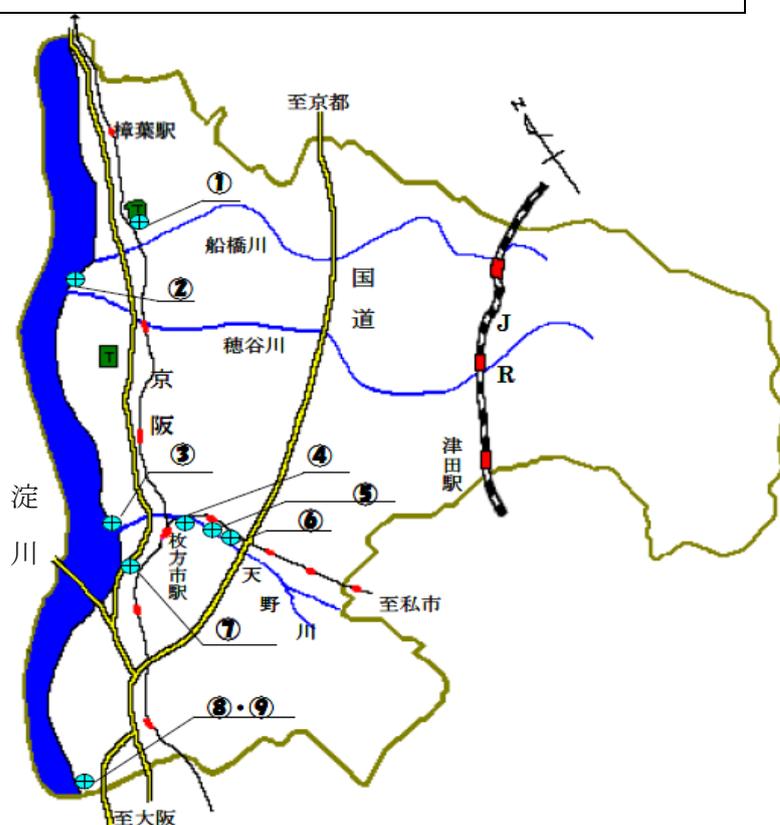
本市は、分流方式を採用し下水道整備を推進していますが、これまでは、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与し、合わせて河川や海などの公共用水域の水質保全に資することを優先としたことから、汚水整備を先行してきました。しかしながら、近年、地球環境の変化による局地的豪雨対策も含め、浸水被害の軽減に向けた取り組みが、喫緊の課題となり、平成8年度に変更した10年確率\*での早急な整備が求められています。

このような状況のもと、解決しなければならない課題は次のとおりです。

課題事項	課題内容
浸水被害の軽減	浸水被害の頻度の高い地域を中心に対策検討を進め、雨水管渠の改良・整備を実施する
10年確率への対応	10年に一度の大雨に対応できる雨水整備を進める
ポンプ場の整備	ポンプ施設の機能を拡充し、排水能力を増強する
幹線・水路の整備	幹線・水路等の基幹施設の整備・充実を図る
貯留・浸透施設の活用	流出抑制対策として、地域の実情に合わせた効果的・効率的活用を図る
施設の適切な維持・更新	施設の機能を維持するため、計画的な改築・更新を図る
施設の耐震化	大規模地震に耐えられるレベルまで長寿命化と併せ施設の耐震化を図る

市内ポンプ場配置図

NO	ポンプ場名
①	北部ポンプ場
②	藤本川ポンプ場
③	黒田川ポンプ場
④	新安居川ポンプ場
⑤	溝谷川ポンプ場
⑥	犬田川ポンプ場
⑦	安居川ポンプ場
⑧	蹉跎ポンプ場
⑨	深谷ポンプ場



### 第3節 経営の健全化に向けた取り組み

これまで枚方市は、公共下水道整備促進に努め、前記のとおり汚水の整備人口普及率は93.3%（平成23年度末）に達しました。しかしながら、整備促進を図るため建設財源として発行してきた地方債の元利償還金（公債費）が増加し、厳しい財政状況に至りました。

このような経営状況を大幅に改善するため、職員数の削減や民間委託の活用による人件費の見直し、事業コストの縮減などの内部努力を行いながら平成13年度に『下水道特別会計経営健全化計画』を策定し、その計画に基づき平成13年度と平成16年度に下水道使用料の改定を実施しました。

更に、平成20年度に『下水道特別会計経営状況について』をまとめ、これまでの計画の取り組みと検証を行い、平成23年4月には、下水道事業に地方公営企業法を適用するとともに、水道局との組織統合を実施しました。

このように着実に経営改善に努めてきましたが、今後は、公営企業としての財務諸表を明らかにした上で、さらなる経営の健全化が求められています。

このような状況のもと、解決しなければならない課題は次のとおりです。

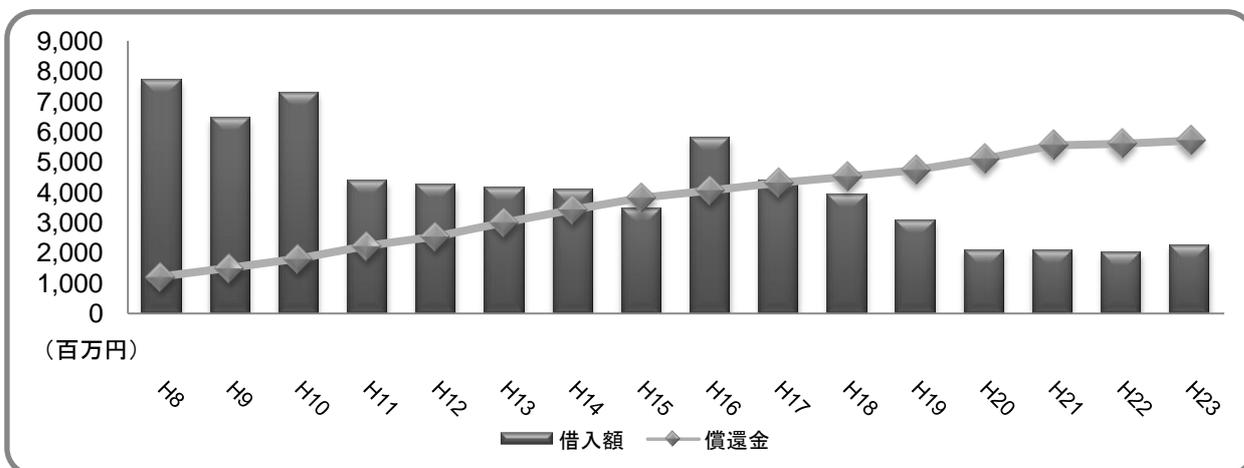
課題事項	課題内容
使用料の適正化	適正な原価計算に基づく下水道使用料の設定を行う
公費負担のあり方	「雨水公費・汚水私費」の経費負担区分の適正な運用を図る
補助金等の活用	国の交付金などの補助制度を最大限活用し、特定財源を確保する
執行体制の構築	統合を活かした組織体制、適正で効率的な業務執行の見直しを図る
民間委託の活用	適正な業務運営やサービス向上に留意し、業務の効率化を図る
企業債*利息等の抑制	企業債発行額の抑制や借換えによる利息の軽減に努める
人材育成と技術継承	経営感覚のある人材の育成や専門技術の継承を図る
整備計画等の策定	優先順位や事業規模を考慮した整備計画を策定する

#### 【整備事業投資額の推移】



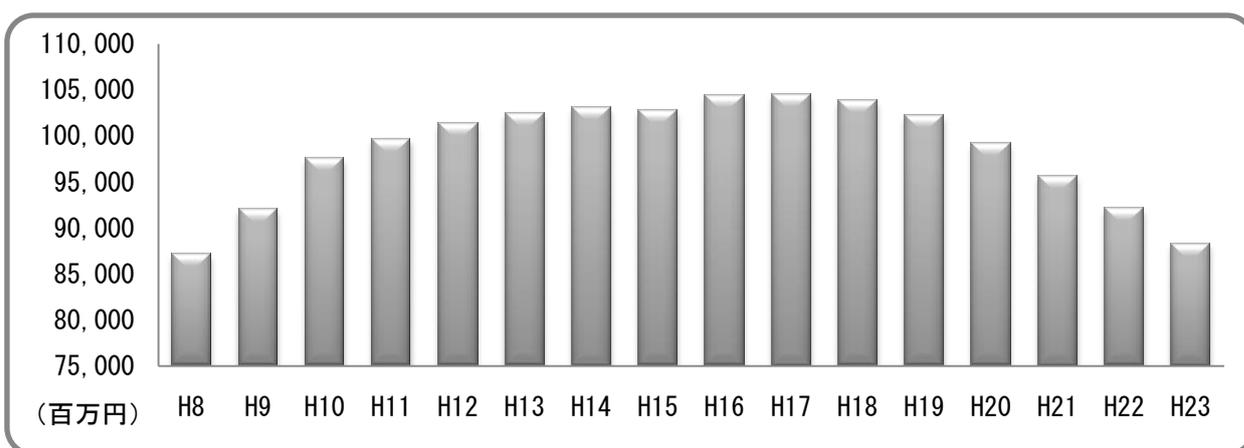
【企業債借入額と償還金の推移】

※ 整備するために借り入れた企業債（借金）の額と1年間の償還額（返済額）の推移

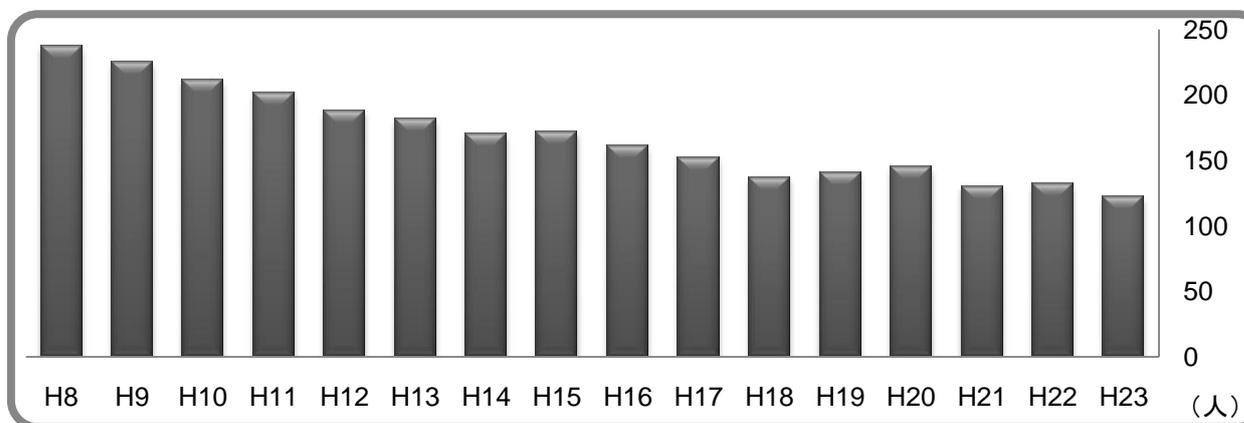


【企業債残高の推移】

※ 借入れた企業債（借金）の残高の推移



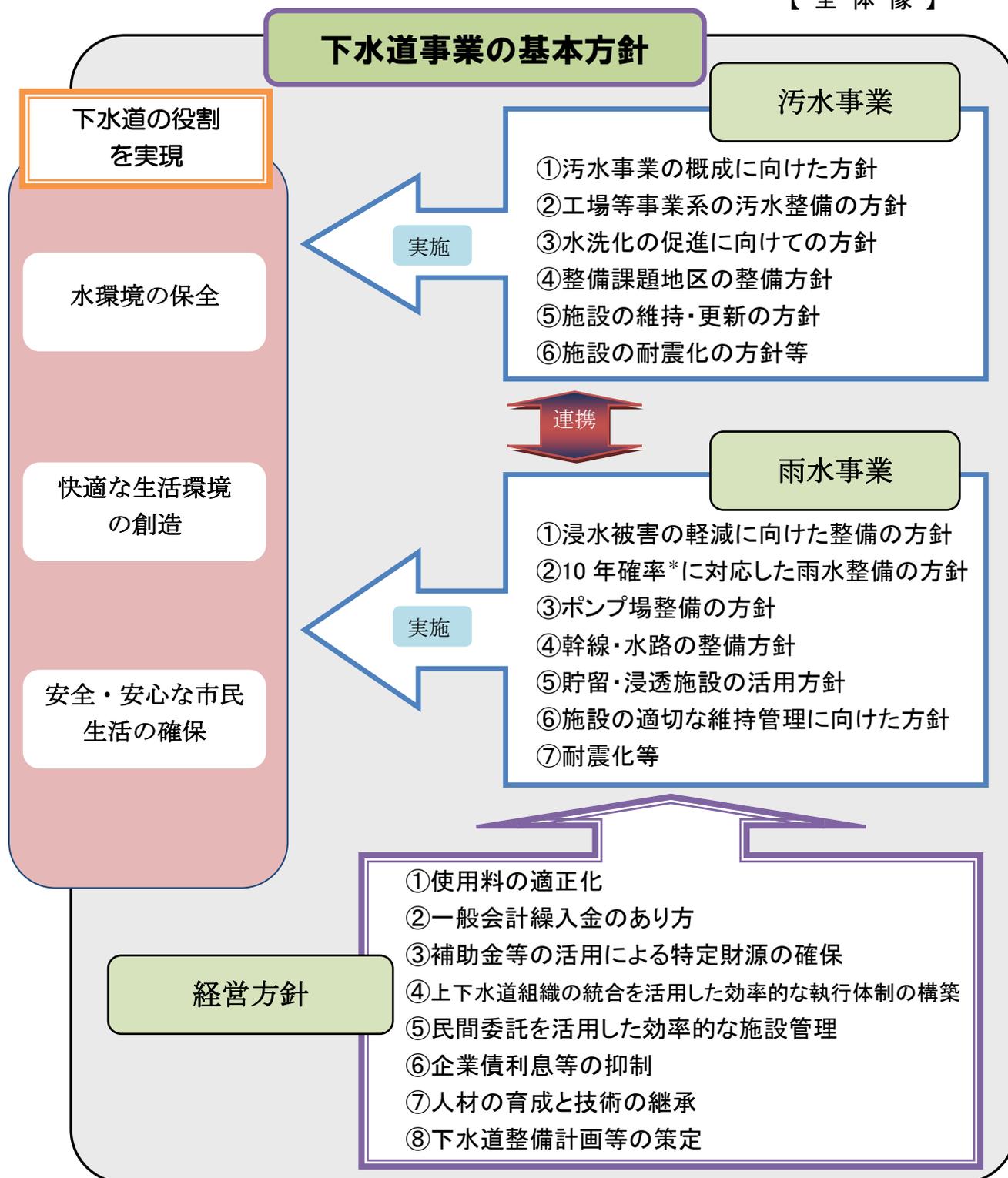
【職員数の推移（下水道部）】



第4章 課題の解決に向けた方針

下水道の役割を実現するための課題解決に向け、汚水事業、雨水事業、経営の3つに大きく区分し、それぞれ以下の基本方針を定めます。

【全体像】



## 第1節 汚水整備の方針

枚方市の汚水を排除するための下水道整備（以下「汚水整備という。」）は人口普及率で9割を超えましたが、残る住居系地域での汚水整備の概成が急がれています。また、工場等事業系の汚水排除の課題、整備済区域内の下水道未接続家屋の課題や、私有道路などで下水道の埋設同意が得られずに整備ができない未承諾地区、地形的な問題があつて整備ができない整備困難地区などについても課題解決に向けた取り組みが必要です。

一方、長年の整備により下水道施設のストック（資産）が膨大なものとなっており、それらの施設の老朽化に伴う改築・更新や耐震化が大きな課題となってきます。これらの課題に適切に対応していくために、取り組むべき汚水整備の方針は次の通りです。

### 1. 汚水事業の概成に向けた方針

#### ■汚水整備は、住居系地域の平成30年度概成を目指します。

汚水事業は人口普及率で9割を超え、新規整備の最終段階を迎えつつありますが、残る東部地域を中心とした汚水整備が急がれています。そのため、今後もしも着実に事業を進め、住居系地域の平成30年度概成を目指します。

また、これまで整備してきた施設の老朽化に伴い、更新整備や耐震化が必要となることから、優先順位や事業規模に留意しながら、計画的に取り組んでいきます。

### 2. 工場等事業系の汚水整備の方針

#### ■工場等事業系の汚水整備については、「行政と事業者」が協力し合うことを基本としながら実情に応じた効果的、効率的な手法で水環境の保全を図ります。

工場等事業系施設からの排水については、環境基本法や水質汚濁防止法などの法律により排出基準が定められている排水と、一般住宅と同様の雑排水に類するものがあります。これらの排水方法には、下水道排出基準に適合させ下水道に排水する方法と事業所自らが浄化して直接公共用水域へ排出する方法とがあります。そうしたことから、これら事業系施設の排水のための汚水整備については、「行政と事業者」が協力し合うことを基本とし、実情に応じた効果的、効率的な手法で水環境の保全を図っていきます。

### 3. 水洗化の促進に向けての方針

■下水道未接続者への粘り強い接続要請を行い、未接続家屋の解消に向けた取り組みを進め、水洗化を促進します。

汚水事業は、市民の皆様から排出した生活雑排水を下水管で下水処理場に集め、これを浄化して川などの自然水域に排出する事業です。

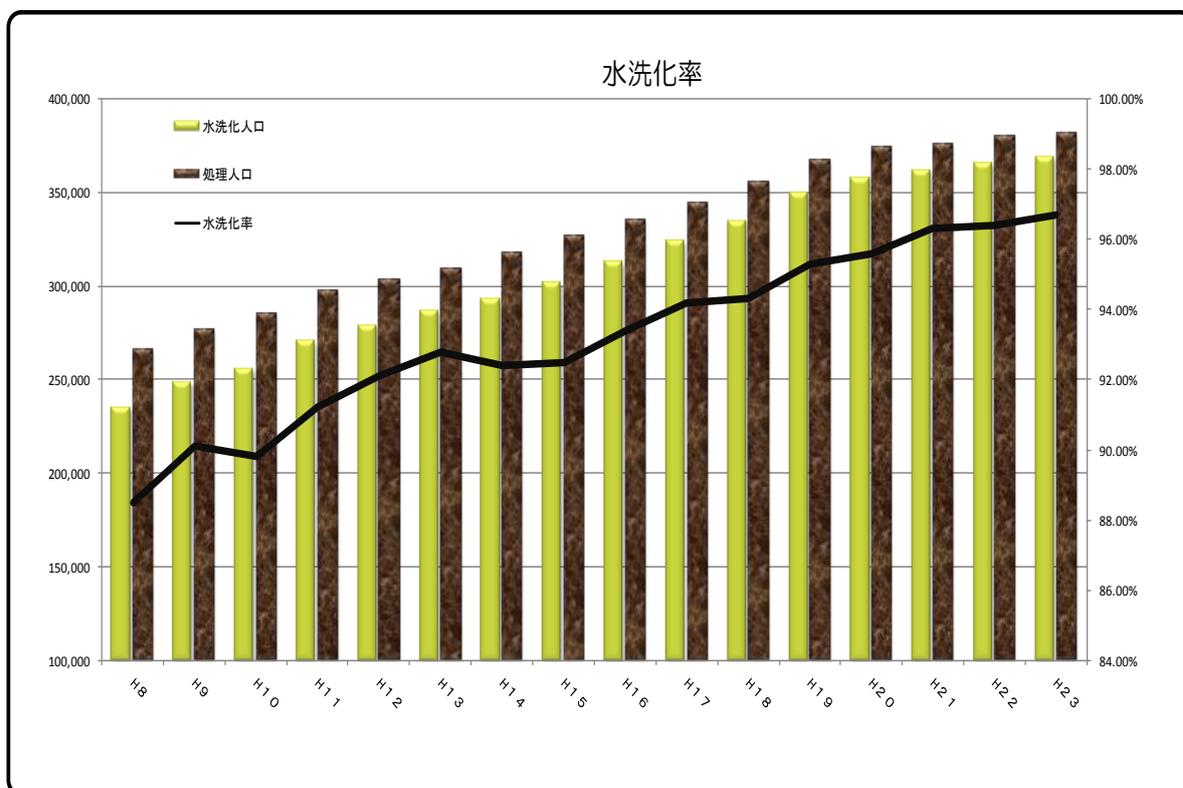
本市が、これら下水道施設の整備や維持管理を行い、市民の皆様がその下水道施設を効果的かつ適切に使用することで、自然水域の環境を守ることができます。

このため、下水道が整備された地域の市民の皆様には、整備後3年以内に家庭から出る雑排水などを公共下水道に接続する義務が課されています。

しかし、この期限内に下水道に接続されない方（未接続者）がいますと本来の下水道事業の整備効果が得られません。

今後も、未接続者には下水道に接続をしていただけるよう粘り強い指導等を行い、未接続家屋の解消に向けた取り組みを進め、水洗化を促進します。

#### 【水洗化率の推移】



※水洗化率＝水洗化人口／処理人口

◆水洗化人口：公共下水道へ接続している人口 ◆処理人口：工事が完了し、公共下水道に接続可能な人口

#### 4. 整備課題地区の整備方針

■未承諾地区については、継続的に地権者への承諾要請を行い、整備困難地区については、技術的な検討・検証を進め、整備に向けた取り組みを進めます。

本市では、私有道路についても道路所有者の承諾を得て、汚水整備を進めてきました。今後も一部の所有者から承諾を得られない未整備地区の解消に向け、継続的な承諾要請を行い、整備を進めます。また、整備困難地区については、マンホールポンプなどの技術的な検討・検証を行い、効果的かつ効率的な方法により整備推進を図ります。

#### 5. 施設の維持・更新の方針

■汚水施設の新規整備から維持管理・長寿命化・改築までを一体的にとらえ、下水道施設を適切に管理するストックマネジメントを目指します。

本市の汚水管渠の延長は、約 700 k m で直線距離にして枚方ー東京間を 1 往復する長さになります。汚水整備は昭和 33 年から始まり、現在まで整備が進められたことにより、膨大な施設のストック（資産）ができました。その一方で施設の老朽化が進んでおり、このまま放置すれば管渠の破損による道路の陥没などで、日常生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす恐れがあります。

下水道は作れば終わりではなく、適正な管理の下で機能を発揮することにより初めて役割を果たす社会資本であります。

現在汚水整備は、人口普及率で 9 割を超え、作る時代から維持管理の時代に移行してきたといえます。このため本市では、下水道の機能を持続的に維持していくため、新規整備から維持管理・延命化・改築までを一体的にとらえ、下水道施設を適切に管理するストックマネジメントを目指します。

#### 6. 施設の耐震化の方針（汚水）

■阪神淡路大震災や東日本大震災などの大規模な地震に耐えられるレベルまで強化を図り、下水道の役割を確保します。

本市では、下水道施設の耐震対策の方針を平成 12 年度に定め、13 年度以降は、施設の重要度に応じた耐震レベルで管渠や中継ポンプ場の整備を進めています。

今後は、新規施設については、この方針に基づき整備を進めるとともに平成 13 年度以前の既存施設については、下水道長寿命化計画と整合を図り、更新・改築時期に合わせ耐震化を進めます。また、危機管理の観点に立ち、下水道部危機管理マニュアル\*を充実し、災害発生直後から復旧作業の円滑化を図ります。

## 第2節 雨水整備・浸水対策の方針

雨水整備は、円滑な雨水排除が目的であり、その施設整備の設計基準となる指標として、国から降雨確率が示されています。本市では、この降雨確率を平成8年度に5年から10年に強化し、大雨による浸水被害の軽減に向けて整備を進めています。

しかし、近年では、地球環境の変化を受け、これまでの大雨の概念を超える局地的豪雨が増加する傾向にあります。このような想定を超える雨が降った場合には、局地的な浸水被害が発生する恐れもありますので、雨水排水ルート of 検証・検討やポンプ場の能力拡大、一時貯留施設などの整備を推進することにより、浸水被害の軽減を図ることが必要となっています。これらの課題に適切に対応していくために、取り組むべき雨水整備の方針は次の通りです。

### 1. 浸水被害の軽減に向けた整備の方針

#### ■浸水被害の頻度が高い地域の浸水被害の軽減を図ります。

平成20年の局地的豪雨の後、浸水地域を中心にポンプ場施設の排水能力の向上や排水路整備を進めていましたが、平成24年の局地的豪雨でも浸水被害が発生しました。今後は、この浸水被害の軽減いわゆる減災の観点に立ち、効果的で効率的な整備手法を見極め、優先度を総合的に勘案した整備を計画的に進めます。

### 2. 10年確率\*に対応した雨水整備の方針

#### ■10年に一度の大雨に対応できるよう雨水整備を進めます。

浸水に対する安全度をより向上させるために、平成8年度に降雨確率を5年から10年に強化しました。今後も、この10年確率に対応した計画的な雨水整備を進めます。

### 3. ポンプ場整備の方針

#### ■基幹施設であるポンプ場の整備・充実を図ります。

本市では、川の水面がそのまちの地盤面より高くなっている地域があり、一定規模以上の雨が降った場合、ポンプを運転し雨水を強制排除しています。

そのポンプ場を整備・充実することは、整備効果が広範囲となりますので、市内ポンプ場の排水能力向上を目指します。

#### 4. 幹線・水路の整備の方針

**■ 基幹施設である幹線・水路の整備を進めます。**

幹線下水道の整備は、ポンプ場と並び整備効果が広範囲で、かつ雨水整備の根本的な改善につながる基幹施設であるため、浸水被害地域を中心とした雨水幹線・支線やバイパスなどの整備を計画的に進めます。

#### 5. 貯留・浸透施設の活用方針

**■ 貯留・浸透施設なども含め地域の実情に合わせた効果的・効率的な雨水整備を目指します。**

排水を一時的に抑制する貯留・浸透施設などの整備を進めるため、公共施設を中心に施設整備を進め、併せて民間開発においても貯留施設などの活用を働きかけます。

#### 6. 施設の適切な維持・更新に向けた方針

**■ 施設の維持管理及び改築・更新については、当面は機能を維持することに重点を置いたものとします。**

雨水施設は、市民の皆様の安全・安心を守るため、基幹施設の整備などを優先的に進める必要がありますので、施設の改築・更新につきましては、当面は機能を維持することに重点を置いたものとします。

ただし、浸水対策上、最重要施設となるポンプ場については、耐用年数を勘案した長寿命化計画を作成し、効率的な更新を進めます。

経営の安定化が図られた後は、汚水施設同様に下水道施設を適切に管理するストックマネジメントを目指します。

#### 7. 施設の耐震化の方針（雨水）

**■ 阪神淡路大震災や東日本大震災などの大規模な地震に耐えられるレベルまで強化を図り、下水道の役割を確保します。**

施設の耐震化については、汚水施設と同様、平成12年度に定めた耐震対策の方針に基づき、重要な幹線管路や雨水ポンプ場を対象に耐震対策を進めます。

また、危機管理の観点に立ち、下水道部危機管理マニュアル\*を充実し、災害発生直後から復旧作業の円滑化を図ります。

### 第3節 経営の健全化に向けた方針

下水道事業は、公営企業として独立採算を基本としていますが、経費の負担区分として「雨水公費・汚水私費」があります。「雨水公費」とは、雨が自然現象によるものであり、雨水排除は生活環境の改善や浸水の防除に効果を発揮し、その受益が広く市民に及ぶことから、税金で負担するという考えです。

一方、「汚水私費」とは、汚水が日常生活などにより生じるものであり、受益の特定が可能であることから、その排水量に応じて使用者が負担するという考えです。しかし、本市の汚水整備は、市民の皆様の「水環境の保全」、「快適な生活環境の創造」を最優先に、企業債\*という借金を財源として積極的に整備を続けてきた結果、企業債残高が膨れ上がり、毎年多額の償還金（返済金）が発生し、下水道使用料だけでは賄いきれない状況となっています。

このため、事業運営に当たっては、一般会計からの補助に頼らざるを得ないなど、経営基盤の脆弱性が課題となっています。

また、老朽化した下水道施設の改築・更新や耐震化に要する費用の増加、節水意識の向上に伴う下水道使用料の減収が見込まれるなど、今後も下水道サービスを安定的に提供していくためには課題が山積しています。これらの課題に適切に対応していくための経営の健全化に向けた取組み方針は次のとおりです。

#### 1. 収入に関する方針

##### ① 使用料の適正化

下水道使用料は、汚水処理に要する経費を賄うために水道の使用水量に応じて設定しています。その汚水処理に要する経費には、施設の維持管理に要する経費と減価償却費などの資本費があります。

本市においては、下水道使用料で賄っている経費が約70%で、残りの部分は一般会計からの繰入金で補っている状況です。

このため、適正な原価計算に基づく使用料設定が行えるよう取り組んでいくとともに、対象経費の削減による原価の抑制や水洗化率の向上による増収にも努めます。

##### ② 一般会計繰入金のあり方

本市の下水道事業は、多額の一般会計繰入金により経営を行っています。しかし、その半分以上は国が定める基準に基づかない繰入金となっているため、「雨水公費・汚水私費」の経費負担区分の適正な運用を図るとともに、適切な公費負担のあり方について検討していきます。

**③ 補助金等の活用による財源の確保**

下水道の新規整備・改築・更新などには多額の事業費が必要であるため、これまで国庫補助金等を活用し事業を進めてきました。

特に、今後本格化する更新事業等についても、補助制度の効果的な活用を念頭に、特定財源の確保に努めます。

**2. 支出（経費）に関する方針****① 上下水道組織の統合を活用した効率的な執行体制の構築**

公営企業の組織として、政策目標に基づき効果的・効率的な事務執行体制を構築する必要があるため、共通部門の統合はもとより、今後の本格統合に向け、積極的に組織の見直しについて検討します。

**② 民間委託を活用した効率的な施設管理**

これまで、排水ポンプ場の管理など業務の一部を委託化してきましたが、さらに適正な業務運営の確保とサービスの維持向上に留意しつつ、業務の効率化に向けて最適な手法を検討します。

**③ 企業債\*利息等の縮減**

企業債（借金）は、下水道整備にかかる多額の費用を現世代のみの負担とせず、後世代にも負担していただく「負担の平準化」を原則としています。

このため、企業債発行額の抑制や低利率に借り換えるなど、企業債利息等の縮減に努めます。

**④ 人材の育成と技術の継承**

公営企業職員としての意識改革を進め、企業意識の徹底を図るとともに、サービス精神と広い視野に立った経営感覚のある人材の育成に努めます。

また、これまでの経験に基づく専門的な知識や技術力を低下させることなく、その技術の継承にも取り組んでいきます。

**⑤ 下水道整備計画等の策定**

下水道の新規整備や改築・更新などの事業は、下水道サービスの安定供給に不可欠なものですが、財源として発行する企業債は、後年度にその償還（借金の返済）が発生するため、優先順位や事業規模などを考慮した整備計画等を策定します。

